

二宮町政策評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本町が実施する行政評価及び二宮町総合戦略（まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち本町が定めるものをいう。）の評価について、評価の客観性及び信頼性を確保するため、二宮町政策評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 町が実施した行政評価における政策評価に関すること。
- (2) 町が実施した総合戦略における評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 民間の企業経営者又は経験者
- (4) 行政経験を有する者
- (5) 公募の町民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)

2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例(昭和31年二宮町条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表第1 総合計画審議会委員の項の次に次のように加える。

政策評価委員会委員	専門的知識を有する学識経験者	〃 10,000 円
	その他の委員	〃 6,200 円

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。